令和3.11.17 制定

(設置)

第1条 共同教育学部及び大学院教育学研究科(以下「本学部等」という。)に,群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議(以下「三役会議」という。)を置く。

(任 務)

第2条 三役会議は、本学部等の運営上の重要事項について、学部長の意思決定を助け、 必要に応じて教授会に発議する。

(組 織)

- 第3条 三役会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長

(議 長)

- 第4条 学部長は、三役会議を主宰し、その議長となる。
- 2 議長に事故あるときは、評議員又はあらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の学部等の教職員を出席させることができる。

(意見聴取)

第6条 三役会議は、必要に応じ学部長・評議員等の経験者等に諮問し、その意見を聴取することができる。

(事 務)

第7条 三役会議の事務は、総務係において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附則

この規程は、令和3年11月17日から施行する。